

小金塚自治会だより

発行日	平成 27 年 5 月 31 日
編集	小金塚自治会
発行責任者	前 嶋 孝

役員が改選されました

4 月 26 日（日）に開催された総会において、役員推薦委員会より平成 27-28 年度の役員が推薦され、承認されました。推薦委員の皆様のご苦勞に感謝申し上げます。

今期の役員は以下のとおりとなりました。この度役員を退任されました総務の傳田勝さんと高梨哲男さん、会計の高梨賢士さんおよび集会所運営委員会委員長の高梨誠一さんと監事の鶴指護さんには、これまでのご尽力に対し、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

会 長	前嶋 孝		
副会長	秋元敏夫	（白金地区担当）	体育レクリエーション事業担当
〃	大関 輝	（ 棗 地区担当）	福祉教養事業担当
〃	高梨 学	（割地・谷戸入地区担当）	土木環境衛生事業担当
総 務	野呂利長	（宮ノ越 1-4, 6 地区担当）	集会所・回覧資料等担当
〃	浜本大蔵	（宮ノ越 5, 7 地区担当）	会員名簿・回覧資料等担当
会 計	白鳥 勉	（ 寺 下 地区担当）	出納業務・防犯防災事業担当
監 事	高梨久雄		会計監査ほか
〃	今井 薫		会計監査ほか

集会所運営委員会が廃止されました

集会所運営委員会は、独立した委員会として運営されてきましたが、総会において、この機能を本部役員の中でおこなうことが承認されました。このことにより、集会所運営委員会はなくなりますが、集会所の貸出しは本部役員の中に集会所担当役員を設けました。また、集会所運営費は、これを本部会計に入れて対応することになりました。

集会所を利用する場合は、集会所担当：野呂利長（電話 94-7005 携帯 090-3434-4874）までご連絡下さい。

戸建て・マンションおよびアパートと会費について

自治会費一戸当たり年額 3,000 円と集会所運営費 1,000 円は、本部会計において集金することが承認されましたが、アパート住民に対しての集金は、いままでは多くの場合、長年にわたり本自治会と経営者との間で行われ、その際、集会所運営費は徴収されてきませんでした。総会では、アパートに関する会費について質疑応答が行われましたが結論が出ず、27 年度中に隣組長会議あるいは代議員会等で検討し、次期総会にかけることになりました。

高梨誠一さんに感謝状

高梨誠一さん（宮ノ越）は、長年にわたって小金塚自治会役員および集会所運営委員長を務められ、特に、集会所の管理や集会所利用者に対する鍵の貸出しなど、自治会のために多大な貢献をされました。この度退任されるにあたり、4 月 26 日開催の総会の席上において感謝状と記念品が贈られました。



防犯指導員に立岩詩朗さん

平成 27 年度からの伊勢原市防犯指導員は、小金塚より立岩詩朗さん（宮ノ越）が引き受けて下さいました。これまでご苦勞いただいた関野克己さんには心より感謝申し上げます。

次期消防団員を募集しています

伊勢原市の消防団員は、今年の 12 月に改選となりますので、次期団員を募集しています。ご協力戴ける方は役員まで連絡いただければ幸いです。

新住宅地に住宅・アパート着々建設

新住宅地（棗第 4・5 地区および白金第 6・7・8 地区）に昨年から今年の 4 月までに住宅およびアパートが建ち、入居された皆さんが小金塚自治会員として登録されました。自治会登録総戸数は、現在のところ、戸建ておよびマンションを合わせて 415 戸、アパートが 160 戸となりました。なお、棗第 4 地区には、小規模多機能型居宅介護サテライトという施設が開設されました。

ゴミ収集場所の移設

棗第 3 地区（246 沿いパチンコ店 EIGHT MAN 隣）のゴミ収集場所は国土交通省からの連絡で国道 246 号線より 50m ほど奥まったところに移動しました。その際、衛生委員の瀬戸清さん（割地 4 地区）に新しい収集箱を作ってもらいました。



昨年度市への申請によって以下の問題が改善しました

1. 宮ノ越第 5 地区の擁壁に柵

「宮ノ越 5 地区の階段部分の擁壁が低く、子供が登って危険なため、この擁壁に登ることが出来ないようにしてほしい」との会員からの要望に対し、危険な箇所に柵を取り付けて頂きました。



2. 割地第 3 地区の水路

割地第 3 地区は大雨のたびに冠水するため、この付近の水路について検討して頂くよう申請をしていたところ、道路から小田急線側に向かう排水管工事が行われ、水はけがやや良くなりました。ここの水路の構造については方針が決定し、近いうちに工事に入るとの連絡が入っています。



3. 割地第 3 地区の道路舗装

割地第 3 地区の道路は、一部舗装していない箇所があり、大型車両が通過するたびに近隣の住宅への埃や揺れなどの問題解決を市に申請していましたが、昨年 11 月に舗装工事が行われました。



4. 寺下地区におけるグレーチング下の除草

寺下地区に配備されている市道のグレーチング下の雑草を取り除いてほしいとの会員からの要望に対し、昨年 10 月、全ての雑草を取り除いて頂きました。



5. 棗第 4 地区から市道 58 号線出口に安全ミラー

棗第 4 地区から市道 58 号線出口の見通しが悪いため、市に安全ミラー設置の要望をしたところ、市より新住宅地を開発している UR に連絡をとり、設置されました。

6. 防犯灯の設置

成瀬小学校北側に防犯灯が 1 基追加設置されました。また、新住宅地の棗第 4・5 地区、白金第 6・7・8 地区には、現在までに 6 基の設置が完了しました。平成 27 年度中には、さらにその数を増やす予定になっています。